

◎指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇十一（略） （削除）</p> <p>十二 社団法人北海道総合在宅ケア事業団（平成五年六月二十五日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>十三 厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した者（厚生労働大臣の認定に係る訪問看護事業を行う事業所において指定訪問看護の事業を行う場合に限る。）</p>	<p>一〇十一（略）</p> <p>十二 社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>十三 社団法人北海道総合在宅ケア事業団（平成五年六月二十五日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>十四 厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した者（厚生労働大臣の認定に係る訪問看護事業を行う事業所において指定訪問看護の事業を行う場合に限る。）</p>